

ダウンロード

○花園大学公的研究費の取扱に関する規則（平成27年10月1日制定）

花園大学公的研究費の取扱に関する規則

平成27年10月1日
制定

改正 平成28年7月28日 平成30年9月1日
令和5年4月1日

（目的）

第1条 この規則は、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、花園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱に関して必要な事項を定め、研究活動の不正行為および公的研究費の不正使用を防止し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 公的研究費の運営及び管理・監査については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

（定義）

第3条 この規則において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等を指し、次のものをいう。

- (1) 科学研究費助成事業、科学技術振興調整費、その他省庁の競争的研究資金
- (2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
- (3) 前1・2号の定めるものの他、研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て助成される研究資金
- (4) 前1・2号の定めるものの他、資金配分機関特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）
- (5) その他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

2 この規則において「研究者」とは、花園大学研究倫理基準第2条第1項の定めるところとする。

（責任と権限）

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために、花園大学研究倫理基準第3条に定めるとおり、最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者およびコンプライアンス推進責任者を置く。

（研究者の責務）

第5条 研究者は、学術研究は社会からの信頼の上に成り立っていることを自覚し、花園大学研究倫理基準に従って誠実に研究活動を行い、研究費を執行しなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育、公的研究費の適正執行に関する研修会、研究倫理プログラム等を受講しなければならない。なお、本学を本務としない研究者については、他の機関での受講をもって代えることができる。

（行動規範）

第6条 統括管理責任者は、研究者の公的研究費の不正使用を防止するため、本学における公的研究費等の使用に関する行動規範を策定する。

（ルールの特明確化）

第7条 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務手続に関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

2 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者は、前1号に定める公的研究費に係る事務手続に関する必要な事項について、運用の実態と乖離がないか点検し、必要に応じ見直しを行わなければならない。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を設ける。

2 相談窓口は、財務課とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

第9条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報については、花園大学研究公正管理規程により取り扱う。

(研究倫理教育等の実施)

第10条 統括管理責任者、研究倫理教育責任者およびコンプライアンス推進責任者は、花園大学研究倫理基準を全学に周知徹底するとともに、研究者に対し、研究倫理教育および公的研究費の適正執行に関する研修会等を定期的実施しなければならない。また、研究倫理プログラムを受講させるなど、必要な方策を講じなければならない。

(誓約書の徴収)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対して、遵守事項の意識づけを図るために「誓約書」の提出を求め、不正防止に努めなければならない。

(研究公正に係る委員会)

第12条 公的研究費の管理において、不正またはその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めるときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会については、花園大学研究公正管理規程に定めるものとする。

(懲戒)

第13条 公的研究費の管理において、不正が認定された者は、花園大学職員懲戒規程に基づき懲戒を行う。

(不正防止)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正事案の発生要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の策定・推進)

第15条 コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進部局は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と協力して、不正防止計画を策定・実施しなければならない。

2 不正防止計画推進部局として、総務部総務課をこれに充てる。

(関係法令の遵守)

第16条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令および当該研究費の執行基準の他、学内諸規程により公正かつ適正に取り扱わなくてはならない。

(適正な執行管理)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入、旅費、研究協力費等の直接経費の支出については、科学研究費助成事業の事務取扱要領に従い適正に執行しなければならない。

(納品検収)

第18条 購入物品の納品を確実に把握するため、財務課に納品検収の窓口を設け、検収担当者を置く。

2 検収担当者は、別に定める基準等に従い、納品書等の伝票類と現物を照合し、伝票に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第19条 公的研究費に関わり、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、花園大学公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等取扱規則により、取引停止を行うことができる。なお、取扱いについては、別に定めるものとする。

(内部監査)

第20条 公的研究費の管理および事務の取扱いについて、毎年内部監査を実施する。

2 内部監査は、統括管理責任者が選任する監査責任者及び2名以上の監査員が行う。監査責任者及

び監査員は複数の部署から選任するものとする。ただし、総務課長は監査責任者及び監査員に任命できない。

3 内部監査の結果は、最高管理責任者、統括管理責任者に報告する。

(モニタリング)

第21条 コンプライアンス推進責任者のもとに、財務課が公的研究費の執行状況を日常的に点検する。

(監事・監査法人との連携)

第22条 内部監査責任者は監事および監査法人と、相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(改廃)

第23条 本規則の改廃は、学長が、研究倫理委員会の意見を聴き、これを行う。

附 則

本規則は、2015（平成27）年10月1日から施行する。

本規則は、2016（平成28）年7月28日から施行する。

本規則は、2018（平成30）年9月1日から施行する。

本規則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。